

## (付 錄)

### 【用語集】

#### ○ 標準品

国際的ないしは国内の公機関によって策定された国際標準品あるいは国内標準品

#### ○ 標準物質（参照品）

標準品に対して校正された標準となる物質

#### **注意事項\*1**

「原則として下記の条件を満たしていることが望まれる」とは、自動化された閉鎖系での抽出装置を用いるなど、交差汚染を防ぐ装置が用いられていたり、交差汚染を防ぐ適切な手段が採用されている場合などでは、そのような手段を用いることによって「下記の条件」を満たすことが可能な場合もあることを意味している。この場合、こうした対策の妥当性を説明するとともに、必要に応じて交差汚染防止が充分に成されていることを示すデータの提示が求められるであろう。言い換えれば下記の4条件を満たすようなどのような独自の対策とその妥当性を示すことによって、用いる施設や装置についてはケースバイケースで判断できるということである。

#### **注意事項\*2**

2-3)及び2-4)等で製造メーカーのデータを提出することによって必要とされるデータに代えようとする場合にどの程度のデータが必要とされるかは採用しようとしている試験法等に依存するためにケースバイケースで判断する必要がある。しかし、少なくともガイドラインの趣旨に添ったデータが提出される必要があり、もし充分なデータが製造メーカーによって提供されない場合には各申請者が必要なデータを作成しなくてはならないケースも想定される。また企業の知的財産等の関係で製造メーカーから全てのデータが申請者に提出されない場合、診断薬等としてすでに承認を受けている場合には、その承認書に関するデータを製造メーカーより直接規制当局へ提出するか、あるいはドラッグマスターファイルの準じた取り扱いが必要となると考えられる。但し、診断薬としての承認に必要とされるデータと血漿分画製剤のNATにおいて必要とされるデータは必ずしも同一ではない可能性があり、追加のデータが必要となることも考慮すべきである。

#### **注意事項\*3**

ここで述べられている詳細な情報とは、プライマー等の特性解析結果としての純度、最適量、ロット間の一定性等を含めた情報であり、さらにロット間のイールド等のデータも含めて情報を明らかにしておくことにより、イールド等がその基準に達しないときには製造されたプライマーの品質が何らかの問題がないか検討する必要性を指摘したものである。

#### **注意事項\*4**

2-5)試験の最適化と特異性の確認や2-6)検出感度はNATによるウイルス検出の根幹であり、市販試薬等でその製造メーカーからの情報ではその妥当性が立証されない場合が想定され、必要に応じて複数のウイルスジェノタイプ等の検出能や国内あるいは国際標準品を用いた検出感度の評価が必要になることもあると思われる。この点に関して、試薬製造メーカーからガイドラインで求められている程度に必要充分なデータが提供される場合には、それで代えることも可能な場合があるかもしれない。

#### **注意事項\*5**

遺伝子型の分類として、HBV と HCV ではジェノタイプが、HIV については主としてサブタイプという表現が使用されている。

ここでの記載の目的は、NAT によるウイルスゲノム検出に当たって、ウイルスゲノムの塩基配列の差異によらずできる限り多くのジェノタイプやサブタイプを検出できることを示すことを求めているものである。従ってここでは、それらを全て包含することを目的として「等」としている。

#### **注意事項\*6**

陰性血漿とウイルスをスパイクした血漿を合わせて 20 本以上を適切な比率でならべて試験を行う。具体的な比率については自動化された機器をもちいるのか、用手法によるのか等によって異なると考えられる。

#### **注意事項\*7**

ここで述べる数コピーから数十コピーのウイルスゲノムの検出は、一般的な NAT に関する情報を示すものであり、検出感度の設定に当たってコピー数での表示を求めるものではない。

#### **注意事項\*8**

NAT による検出感度について、HCV についてはプール前の原血漿で 5000IU/ml とすることが通知されている。HBV、HIV については別途定めることになる。これらの検出感度については、プールサイズの変更、NAT の技術進歩、周辺技術の改良等により適宜見直しをすることが必要と考えられる。従って、最新の科学技術の進歩に応じて柔軟に設定すべきものと考えられるので、指針本体ではなく別途定めることとする。